

関良 議会だより

発行：関良(せきりょう) 事務所：〒038-0042 青森県青森市新城字平岡109-11
電話番号：017-787-3306 公式サイト：http://sekiry.jp/



青森県議会議員 所属会派：青和会

第306回定例会

令和三年六月二十一日(前編)

※「後編」につきましては、次回第18号でご報告させていただきます。

青和会 関良議員 一般質問・答弁要旨

私は常に「弱者の立場に立って、弱者の方々が安心して人生を送れるように支援していくべきこと」が福祉の基本であると考えています。

この基本理念のもと質問します。

新型コロナウイルス感染症

クラスター発生について(お詫び)

まずは、大変申し訳ありませんが、新型コロナウイルス感染症について、お詫びさせていただきます。

この度は、私どもの社会福祉法人ゆきわり会において、令和三年三月二十九日に、利用者1名、職員1名の陽性者が発覚し、その後、大規模クラスターとなり、県民の皆様方へ、御心配と御迷惑をおかけ致しましたこと大変申し訳ありませんでした。

発生直後の状況といたしましては、青森県主導により直ちに現地対策本部を立ち上げていただき、青森県感染症対策コーディネーター医師、青森市保健所所長、現地対策本部長の指示のもと、青森県立中央病院等の医療機関より感染対策等の具体的な指導を受けながら、当法人の各グループホームにおいて職員が利用者の健康観察をすることとなりました。陽性が判明した職員については、入院又はホテル療養となりましたが、利用者及び職員ともに軽症または無症状で、重症化することなく5月8日をもって約40日間の健康観察期間を終了し、無事、収束することができました。青森県において防衛医科大学校 加来浩器教授に分析を依頼した結果、「無症状でも他人へ感染させる力があるため、発症の二日前以降に利用者へ感染させてしまい、施設内ですらひとたび感染が起これば、一気に広がってしまったのではないかと」このことでした。当法人としては、新型コロナウイルス感染症対策について令和二年一月末より定期的にBCP策定委員会を招集し、全事業所の情報収集に努め、衛生品の備蓄確認やマニュアルの作成、看護職員講師によるシミュレーション等の研修会を開催し、対策を講じておりましたが、発生時にはうまく機能しなかったことが残念でした。

現在では、青森市のすべての障害者入所施設とグループホームの入所者及び職員と児童福祉施設の職員が、5月下旬より一回目のワクチン接種が始まり、6月末までに二回目のワクチン接種を終え、安堵しているところです。この度は、県民の皆様方より多大なる御指導と御鞭撻を賜り、心より深謝申し上げます。引き続き、新型コロナウイルスの動向を注視し、感染防止に努めて参りますので、よろしくお願い申し上げます。



● コロナ禍における介護サービス提供体制の充実について

団塊世代が2025年度には全員が75歳以上となることから、介護ニーズが今後急速に膨らんでいきます。また、高齢者が高齢者の介護を行う「老老介護」や「多重介護」についても、未だ問題となっており、介護を受けている人の半数以上が同居の配偶者や子、子の配偶者などに面倒を見てもらっている状況が続いているようです。コロナ禍において、特別養護老人ホームに入所できずに待機者として在宅生活を送る場合、介護度が高い高齢者が在宅生活をするには、家族以外との接触のリスクもあると思われ、介護にあたられる家族には、肉体的にも精神的にも重い負担があると察します。例年にも増して、コロナ禍においての高齢者の在宅生活については、早急に改善を図り、待機解消が望まれるところです。

質問

(1) 特別養護老人ホームの入所申込者など在宅の要介護高齢者は、コロナ禍においてどのように介護サービスを受けているのかお伺いします。

答弁・健康福祉部長

在宅の要介護高齢者の多くは、介護支援専門員が作成したケアプランに基づき、訪問介護や通所介護などの居宅サービスや、小規模多機能型居宅介護といった地域密着型サービスを利用しています。居宅サービスや地域密着型サービスは、利用者やその家族の生活に欠かせないものであり、新型コロナウイルス感染症が拡大する中であっても、必要なサービスが安定的かつ継続的に提供される必要があることから、国では、業務継続ガイドライン等の通知やマニュアルを発出するとともに、業務継続のための各種支援策を講じてきました。県では、国の支援策も活用しながら、介護サービス事業所等における標準感染予防策と感染発生時の備えに関する研修の受講の徹底や、感染防止等に要する経費に対する助成などを行ってきたところであり、コロナ禍においても、引き続き必要な介護サービスが安心して受けられるように取り組んでいきます。

質問

(2) 特別養護老人ホームの入所申込者が、待機せずに入所できるように環境を整えるべきであると考えますが、県の取組について、お伺いします。

答弁・健康福祉部長

特別養護老人ホームの整備は、各市町村が将来推計人口などをもとに策定した介護保険事業計画におけるサービス見込量と、それを踏まえて県が策定した介護保険事業支援計画における老人福祉圏域ごとのサービス見込量に基づき計画的に進められており、県では、地域医療介護総合確保基金の活用などにより、市町村や社会福祉法人の施設整備事業を支援しています。県内の特別養護老人ホームの定員数は、昨年度末時点の6856床から、計画期間の最終年度に当たる令和5年度末には7110床と、254床増加する見込みであり、入所需要への対応が図られるものと考えています。県としては、県民が住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、引き続き、市町村及び介護サービス事業者など関係者と連携しながら、介護サービスの提供体制の充実に努めていきます。



●安心して子育てのできる環境づくりについて

厚生労働省は、令和2年9月4日に「4月1日時点での保育所等の定員や待機児童の状況及び「子育て安心プラン」に基づく自治体の取組状況を取りまとめ公表しました。この取りまとめは、全国の保育所等の状況を把握することを目的に毎年実施しているものです。「保育所等利用定員」は、297万人(前年比7万9千人の増加)、保育所等を利用する児童数は274万人(前年比5万8千人の増加)、待機児童数は12439人で前年比4333人の減少とこのことでした。

「子育て安心プラン」の取組状況としては、待機児童解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、約32万人分の受け皿確保を目標としています。今回の調査の結果、令和2年度末までの受け皿拡大見込み量は、約31万人分であり令和2年度末までに約324万人分の受け皿が確保される見込みとのことでした。

今後の課題として、内閣府の「新型コロナウイルス等の感染症の影響を踏まえた今後の地方創生」として「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」2020改訂版では、女性の就業率の上昇により令和7年には82%の目標に対応していくために、更なる受け皿確保が必要と考えられるとのことです。

質問

(1) 県内の保育所等における待機児童の状況について、お伺いいたします。

答弁・健康福祉部長

本県の保育所等における待機児童は、子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年4月1日時点においてゼロで、本年4月1日時点でもゼロでした。

また、産休や育児休業明け等による保育需要の増加に伴い、年度途中から待機児童が発生する傾向にあります。10月1日時点の待機児童数は、平成27年度の137人に対し、令和2年度は初めてゼロとなり、大幅に改善しました。さらに、国の待機児童の定義では待機児童数に含めないものの、他に入所できる保育所等があるにもかかわらず特定の保育所等を希望して待機している児童についても、平成27年4月1日時点の331人に対し、本年4月1日時点では97人と234人減少しており、大幅に改善しています。



質問

(2) 待機児童の解消など保育環境の充実について、県はどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

答弁・知事

青森県の未来を担う子どもたちが、この青森で生まれ、希望を持って成長し、その希望をふるさと青森の地で実現できるよう、子どもたちが健やかに生まれ育つことを総合的に支援する社会づくりが重要であると考えています。

このため、昨年3月に策定した青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」後期計画において、社会全体で子育て等を支え合い、安心して子どもを産み育てられる青森県を基本目標に、子育て世帯の多様なニーズに対応した保育環境の一層の充実を図ることとしています。これまで、保育需要の高い地域の保育所等の定員増や、まちなか保育の推進により、着実に待機児童を解消するとともに、一時預かりや延長保育、病児保育等のサービスの充実を図ってきました。今年度は、待機児童発生数の主な原因である年度後半の保育士不足を解消するため、青森県保育士・保育所支援センターに専任職員を配置し、保育所等と潜在保育士のマッチングの強化を図ることとしています。

今後とも、誰もが希望する保育所等へ入所し、質の高いサービスが提供されるよう、引き続き県民にとって満足度の高い保育環境の充実を推進していくと考えています。



●コロナ禍における米の生産・販売対策について

農林水産省の資料によると、日本人一人当たりの米の年間消費量は昭和37年の118キログラムをピークに一貫して減少傾向にあり、令和元年では、その5割以下の53キログラムにまで衰退しています。さらに、今般のコロナ禍により、飲食店への休業要請などが実施され、特に外食分野での需要が大きく落ち込むなど、全国的に米の在庫は前年度と比較し高い水準で推移しており、令和3年産米の価格にも影響が及びかねないとの不安感が広がっているところ。このような状況の中で、国は、需給と価格の安定を図るため、令和3年産の主食用米について、全国では6万7千ヘクタール、前年産から5パーセントの作付転換が必要であるとの見通しを示しており、本県においても、主食用米から飼料用米等への転換に取り組む必要があると考えております。また、主食用米の競争力を高める、将来を見据えた取組も県に期待するところです。併せて、販売が続いている令和2年産米については、需要が減少している状況下において、今後、さらなる消費の向上につなげるため、仕向先の主力である中食・外食分野での拡大など需要の創出が重要となっております。

質問

(1) 稲作農家の所得確保に向けて、県はどのように取り組んでいるのかお伺いします。

答弁・知事

稲作は、歴史的にも国民の命と農村経済を支えてきた農業の基本であり、食料安全保障や水田の洪水防止などの機能を維持する観点からも、稲作農家が安定的に所得を確保し、意欲的に米づくりに取り組む環境を整え、次代に引き継いでいくことが重要です。今般の米の過剰問題は、今後の米価や水田農業に影響を及ぼしかねないとの危機感ももち、高い水準にある県産米の在庫解消とともに、本年産の需要に応じた作付誘導を進めてきました。本年産の作付けについては、所得を確保できる品目への転換を進めるため、田植後に主食用米から飼料用米に転換した場合も「産地交付金」の対象に加えたほか、輸出用米や高収益作物の作付けを誘導する交付金単価を設定しており、現時点において、主食用米の生産数量目標の面積を達成する見込みであり、今後も国内マーケットの縮小に合わせて生産を抑制するのではなく「青天の霹靂」や「青系196号」など県産米の価値を高める取組とともに「まっしぐら」の輸出市場の開拓など出口対策を強化し、さらに、スマート農業に対応した生産基盤の整備により労働生産性の向上を図りながら、稲作農家の所得確保と水田農業の持続的な発展に向けて、関係団体と一体となって取り組んでいくと考えています。

質問

(2) 県産米の需要創出に向けて、県はどのように取り組んでいるのかお伺いします。

答弁・農林水産部長

県では、コロナ禍の影響により令和2年産米の在庫が増加基調となったため、昨年度11月及び2月補正予算において、主力品種「まっしぐら」を中心に県産米の需要を創出する事業を創設するなど、県産米の消費拡大を図る取組を強化してきました。昨年度は、県外への贈答用に県産米を購入した県民を対象とするキャンペーンを展開したほか、県外の大手量販店や飲食店440店舗において、弁当や飲食メニューに「まっしぐら使用」と表示してPR販売する県産米フェアを開催し、1211トンの消費につながっています。今年度は、引き続き120トンの消費を目指すこととし、全農青森県本部や大手米卸業者と連携して、県外量販店等に対し、県産米フェアの実施に向けた提案活動を続けています。今般も、青森米本部など関係団体の取組と相乗効果が得られるよう、様々な対策を組み合わせながら展開していくと考えています。

以上報告とさせていただきます。皆様の青森県政に対するご意見をお聞かせ下さい。

関良だより 第17号 2021年

発行 関良(せきりょう)
事務所 青森市新城市平岡109-11
電話番号 017(787)3306

